

インテックス大阪利用案内第5版（2025.4.1）

p.11

12. 飲食提供について

(2) 保健所への営業許可・届出

③同一出店者が複数の出店を行う場合は、1店舗あたり1～4ブースの範囲（基本的には、1ブースで1店舗と考える）で店舗毎に営業許可が必要です（1営業許可につき1店舗）。

↓

修正後)

③ 1営業許可は、仕切りや壁等で区画された幅20m以内、概ね60㎡以下の店舗としてください。